各階平面図	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先
	空気調和設備	縮尺
		空気調和設備の有効範囲
		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
	空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
		給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
	照明設備	縮尺
		照明設備の位置
	給湯設備	縮尺
		給湯設備の位置
		配管に講じた保温のための措置
		節湯器具の位置
	昇降機	縮尺
		位置
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	縮尺
		位置
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	照明設備の制御方法
	給湯設備	給湯設備の制御方法
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の制御方法
（は）機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		節湯器具の種別、位置及び数
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

2　前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3　第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）

第二条　法第二十九条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知）

第三条　所管行政庁は、法第三十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

2　前項の通知は、別記様式第二による通知書に第一条第一項の申請書の副本（法第三十条第五項の場合にあっては、第一条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第四条　法第三十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更

二　前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

第五条　法第三十一条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第三十条第一項第一号」とあるのは、「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号」とする。